

# R 2 営繕 蔵本公園 徳・庄町1 プールスタンド仮設工事管

図 面 目 録		
図面番号	図 面 名	縮 尺
P-01	管工事仕様書（1）	
P-02	管工事仕様書（2）	
P-03	付近見取図、配置図	1/1500
P-04	1階平面図（全体）	1/200
P-05	1階平面詳細図	1/50
P-06	機器表、ポンプ廻り系統図	
P-07	1階平面撤去図	1/100
P-08	支障物件確認図	1/300

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当



29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に行う作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盜難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
35. 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）（建設大臣官房官庁營繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。

- (1) 本工事の建物分類は（特定の施設・（**一般の施設**）であり、地域係数は（**1.0**・0.9）とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のおりとする。  
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（・防災機器・火気を使用する機器・タンク類・）

- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽質な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

36. 各種荷重計算  
対象機材（・屋上、塔屋等に設置する機器・）
37. 強度計算  
対象機材（・配管及びダクト支持材・煙道支持材・）
38. 土工の残土処分  
（・構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で（・行う（箇所）・行わない））  
（・構内の指示場所に集積）
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
39. コンクリート工事  
受水槽基礎（・強度試験（・公共試験機関・JIS工場）・構造体強度補正值）による補正・調査表提出  
・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格証明書提出）
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
40. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限  
(1) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。  
(2) 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。  
(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
41. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理による場合に適用）  
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること  
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) ・低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。  
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
- ・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）

備品等名称	保管場所	注意事項

44. 仮設トイレの洋式化  
受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。  
・当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合、設置する仮設トイレは、「女性専用トイレ（快適トイレ）」とする。  
・当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事  
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。  
受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。  
なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。  
快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された。女性が利用しやすい仮設トイレのこと。  
45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化  
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。  
対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

#### VII. 特記仕様2（特記事項）

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕 <2>2.6.1, <2>2.6.3）
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管（排水管を除く）を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。（標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1）
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クッションランを遣り方にならぬ敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充電した後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。（標仕 <2>2.7.1, 監理指針 <2>2.7.1）
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆銅管を、床下土中埋設部は保温付被覆銅管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆銅管を使用する。
- スリーブ材については、（標仕 <2>2.2.27, 監理指針 <2>2.2.27）による。貫通部の処理については、（標仕 <2>2.8.1, 標準図 施工1, 監理指針 <2>2.8.1）による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とし、屋内露出合成樹脂カバー仕様とする。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とし、屋外及びビッド内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。  
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（・受水槽・高架水槽・給水ポンプ装置・）  
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。  
(3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めつき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（・ダクトスペース、パイプシャフト内・）  
屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。  
次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（・一般居室、廊下等・）  
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調査ペイント2回塗りとする。  
屋外布設の厚鋼電線管は、めつき付重量が300g/m<sup>2</sup>のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕 <2>2.9.1）
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体へ埋込む。（標仕 <5>2.1.1）
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針 <5>2.1.1）
- 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）  
なお、屋外及び水気のある場所（弁枿内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕 <8>3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めつき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めつき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、（監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1. 2.2）を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

#### VIII. 使用材料（管材）

用 途	名 称	番 号	備 考	
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	
ブル循環ろ過	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	地中配管
〃	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP	250φ地中配管
〃	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP	露出配管
〃	耐火二層管（内管VP）			
滅 菌	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP	

#### IX. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものをを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。  
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。  
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）、無圧式温水発生機（鋼製・鑄鉄製）
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形、ボルト組立形） 密閉形隔膜式膨脹タンク（給湯用）
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

徳島県土整備部宮轄課

●工事名  
R2宮轄 蔵本公園 徳・庄町1

●図面名  
管工事特記仕様書（2）

●図面番号

P-02

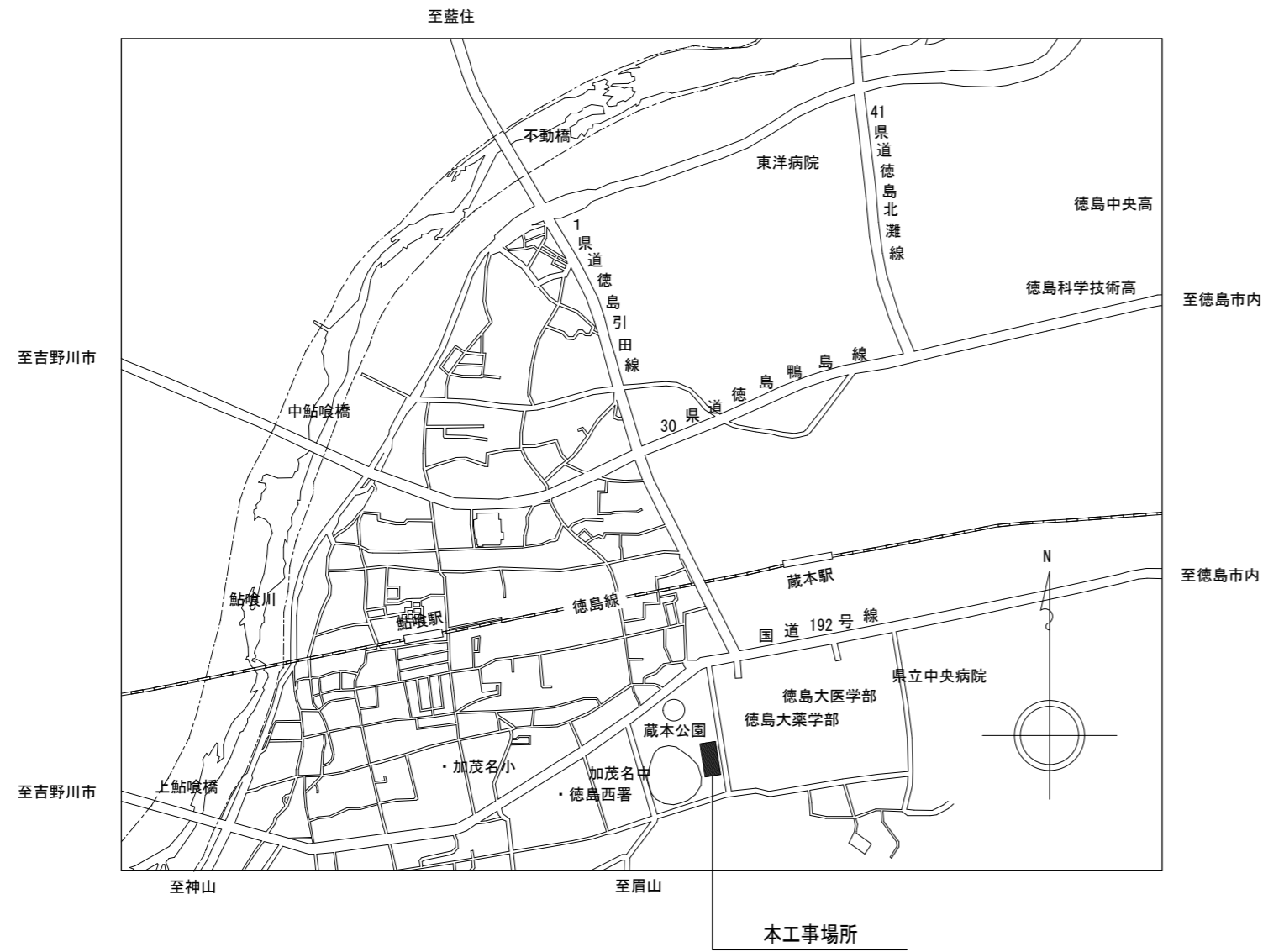
●縮尺

株式会社 松村建築計画研究所  
管理 建築士 松村 史朗

1級建築士登録119292号

PHONE (088) 686-6491

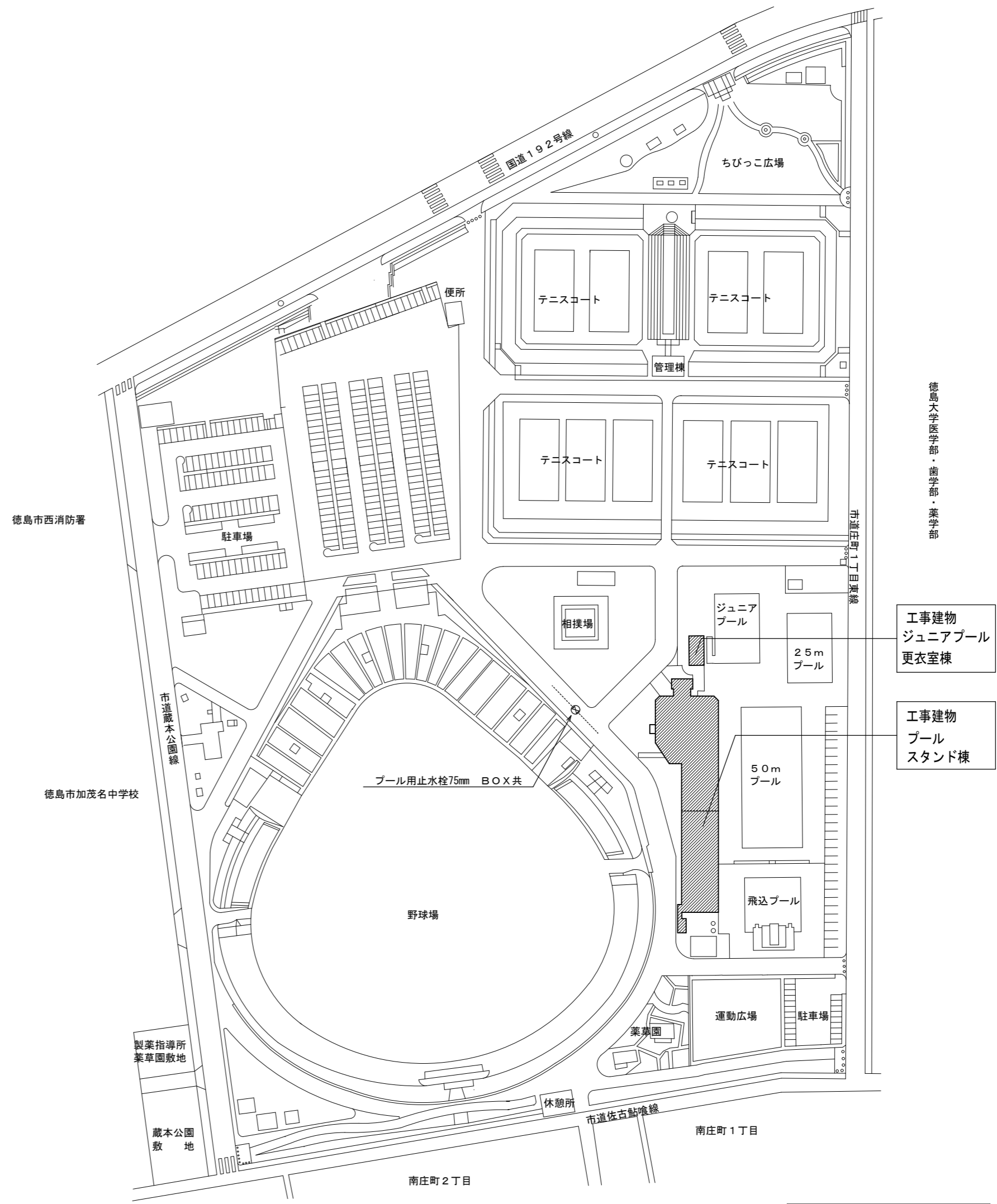




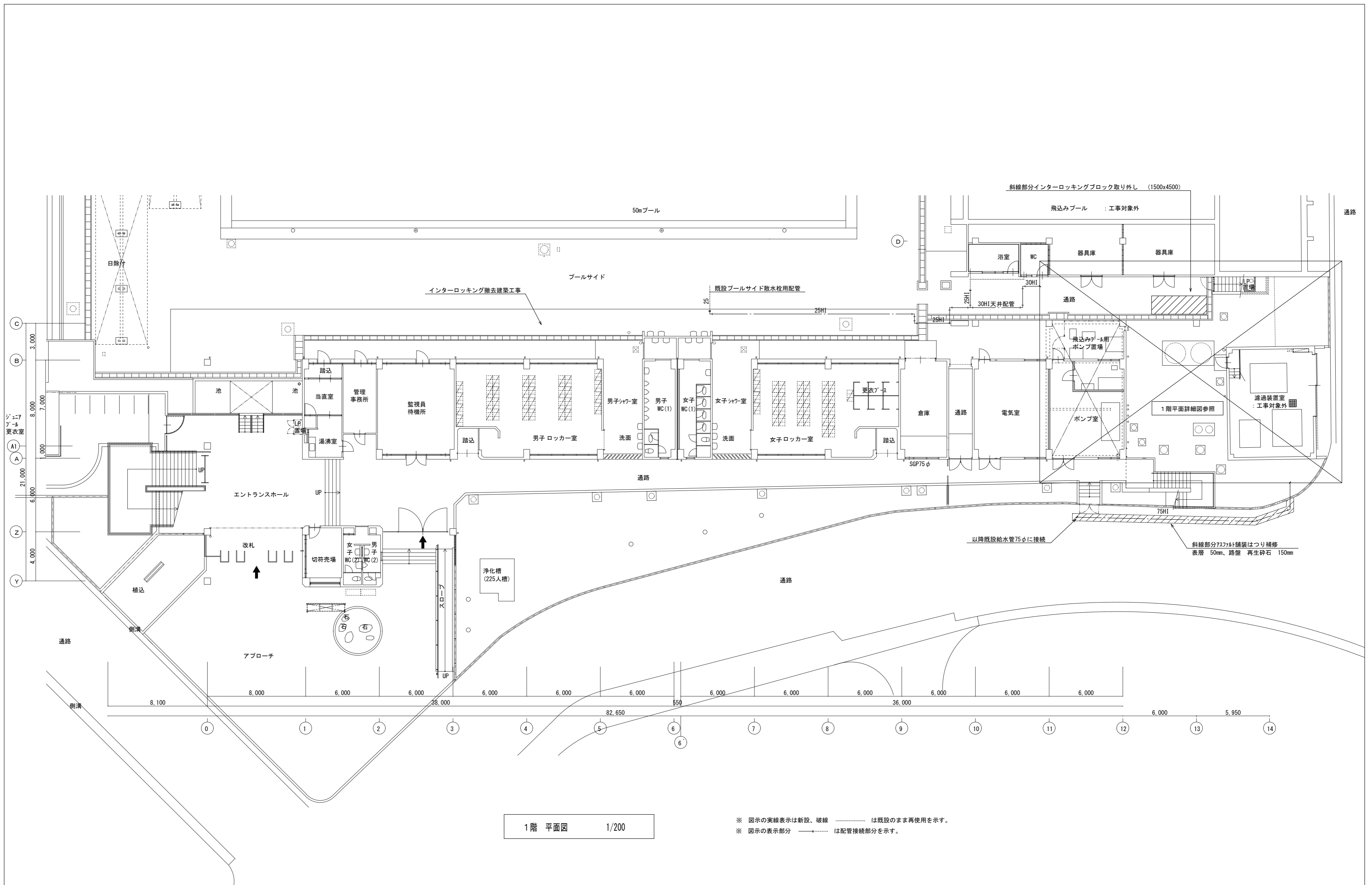
付近見取図

工事概要

1. 本仮設工事は、既存プールスタンド解体後、新設プールスタンド改築工事中のR3及びR4の夏期プールを使用するため、仮設管理棟、及び2.5mプール・5.0mプール・飛び込みプールの使用が出来るように、既存循環ポンプ等の設備が機能出来るように行うための工事である。
2. 本仮設工事と既存プールスタンドの解体工事は、一部工期が重なるため、工程等を他工事と充分打ち合わせのうえ、工事に支障がないように施工すること。




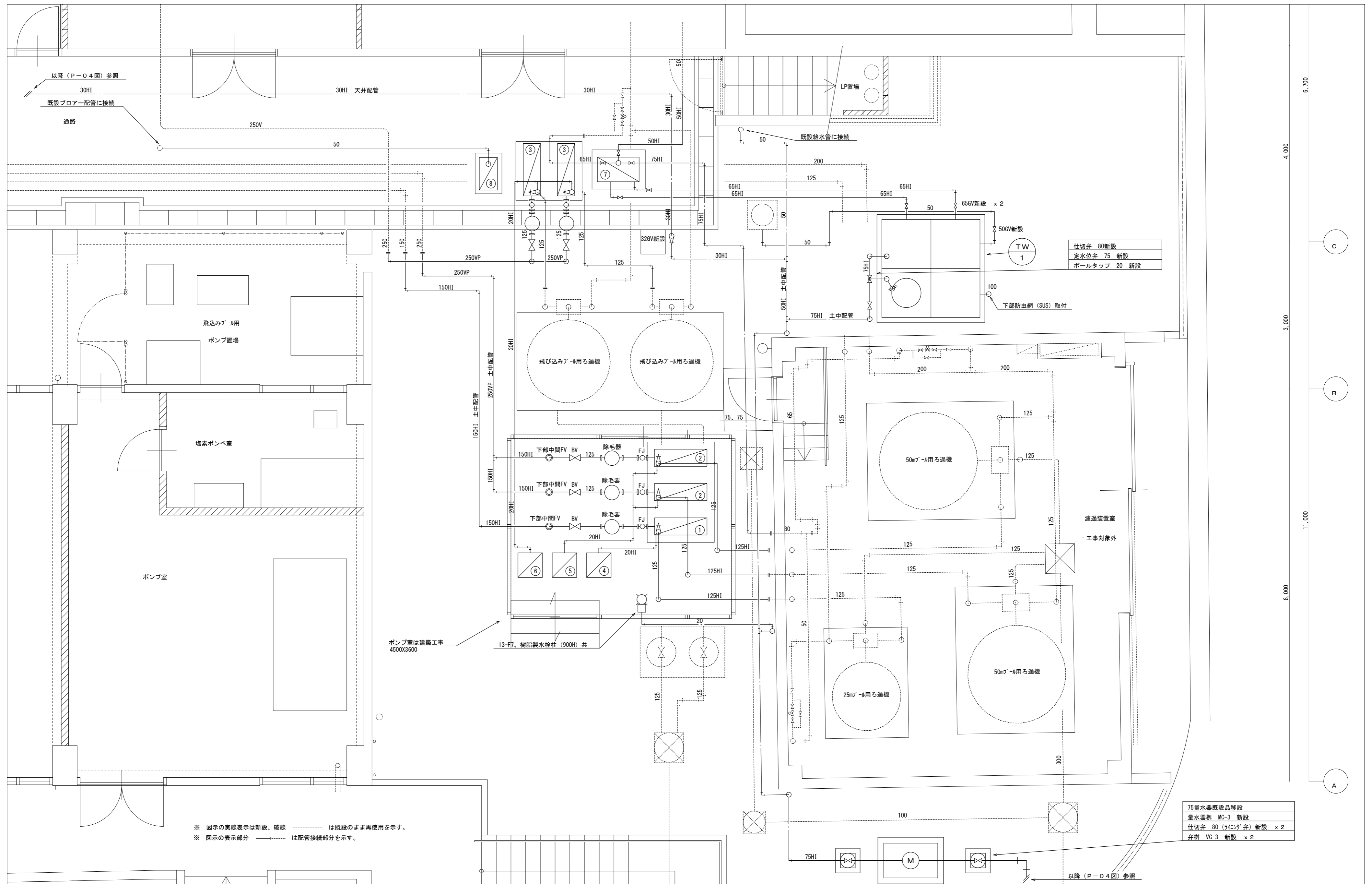
配置図 1/1500



1階 平面図 1/200

※ 図示の実線表示は新設、破線 ..... は既設のまま再使用を示す。  
 ※ 図示の表示部分 ..... は配管接続部分を示す。

徳島県土整備部管轄課	●工事名 R2営繕 蔵本公園 徳・庄町1 プールスタンド仮設工事管 ●図面名 1階平面図(全体)	●図面番号 P-04 ●縮尺 1/200	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村 史朗 1級建築士登録119292号 PHONE (088) 686-6491
------------	---	-------------------------------	---



※ 図示の実線表示は新設、破線は既設のまま再使用を示す。  
 ※ 図示の表示部分 ーは配管接続部分を示す。

仕切弁 80新設  
 定水位弁 75 新設  
 ボールタップ 20 新設

75量水器既設品移設  
 量水器樹 MC-3 新設  
 仕切弁 80 (ラインゲ) 新設 x 2  
 弁樹 VC-3 新設 x 2

徳島県土整備部管轄課

●工事名  
 R2宮緒 蔵本公園 徳・庄町1 プールスタンド仮設工事管  
 ●図面名  
 1階平面詳細図

●図面番号  
 P-05  
 ●縮尺  
 1/50

株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村 史朗  
 1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491

新設機器表

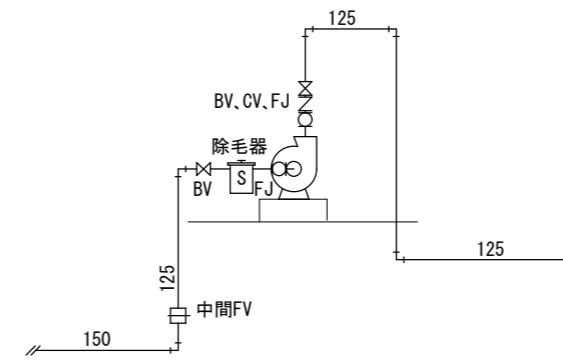
記号	名称	仕様	数量
TW 1	受水槽	FRP製パネルタンク 複合板 耐震 1.5G	1
		呼称容量 8m <sup>3</sup>	
		槽寸法 2000x2000x2000H	
		マンホール、内外梯子、通気口、各種配管取り出し口、鉄骨（溶融亜鉛めっき）平架台、他付属品一式共	
		コンクリート基礎 2200x2200x300H	

既設取り外し移設機器表

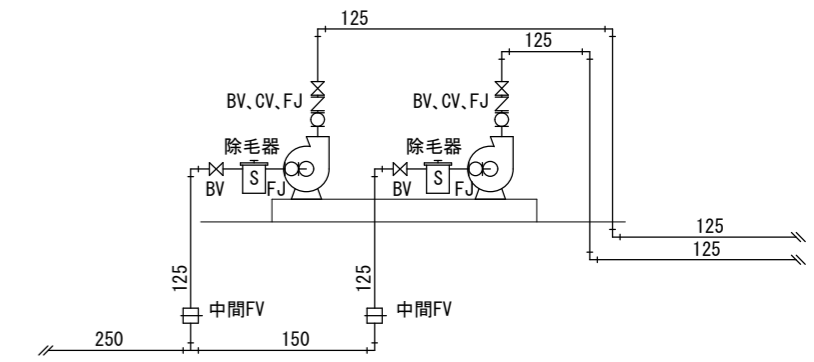
記号	名称	仕様	電源	数量
1	25mプール用循環ポンプ	うず巻ポンプ	3φ-200V	1
		80φx65φx1200L/minx20mAqx7.5KW BVx2、CV、FJx2、PG、中間FV、除毛器 再取付		
2	50mプール用循環ポンプ	うず巻ポンプ	3φ-200V	2
		100φx80φx2000L/minx20mAqx11KW BVx2、CV、FJx2、PG、中間FV、除毛器 再取付		
3	飛びみプール用循環ポンプ	うず巻ポンプ	3φ-200V	2
		125φx1500L/minx26mAqx11KW BVx2、CV、FJx2、PG、除毛器 再取付		
4	塩素減菌装置	25mプール用	3φ-200V	1
		500x500x1000H ポンプ 385Wx2 樹脂製SVx3 再取付		
5	塩素減菌装置	50mプール用	3φ-200V	1
		500x500x1000H ポンプ 385Wx2 樹脂製SVx5 再取付		
6	塩素減菌装置	飛びみプール用	3φ-200V	1
		500x500x1000H ポンプ 385Wx2 樹脂製SVx3 取り外し再使用		
7	自動給水ポンプ	各プール用 ステンレス製 推定末端圧一定方式 交互並列運転	3φ-200V	1
		65φx50φx700L/minx20mAqx2.2KWx2台 GVx2、BVx3、CV、FJx2、連成計x2、ポンプカバー 再取付		
8	ロータリーブローア	飛びみプール用	3φ-200V	1
		65φx1.5m x5.5KW GV 再取付		

撤去機器表（別途工事）

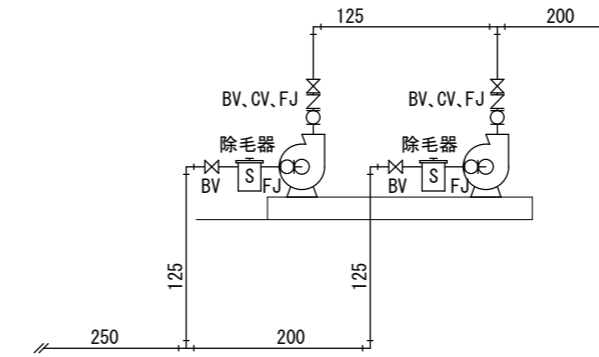
記号	名称	仕様	電源	数量
9	減菌ポンプ	うず巻ポンプ	3φ-200V	2
		32φx2.2KWx2台		
10	揚水ポンプ	うず巻ポンプ	3φ-200V	1
		32φx1.5KW		
11	塩素減菌装置	飛びみプール用		1
		500x500x1000H		



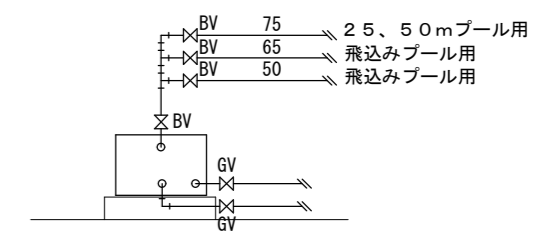
25mプール用ポンプ廻り系統図



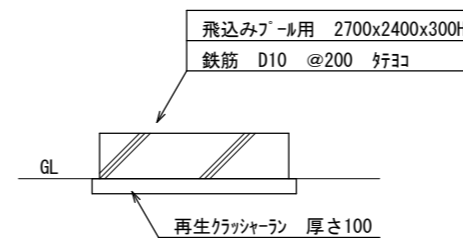
25mプール用ポンプ廻り系統図



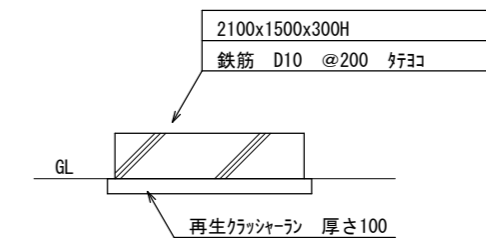
飛びみプール用ポンプ廻り系統図



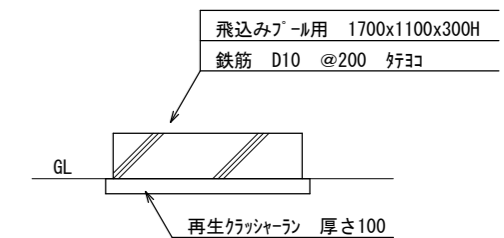
自動給水ポンプ廻り系統図



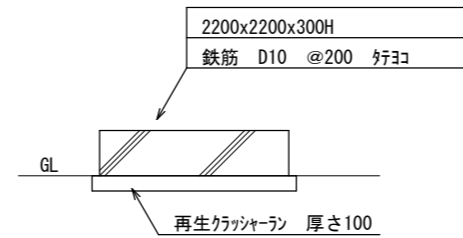
ろ過ポンプ基礎要領図



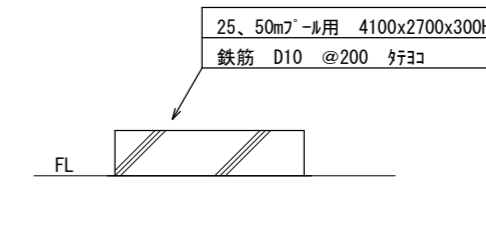
自動給水ポンプ基礎要領図



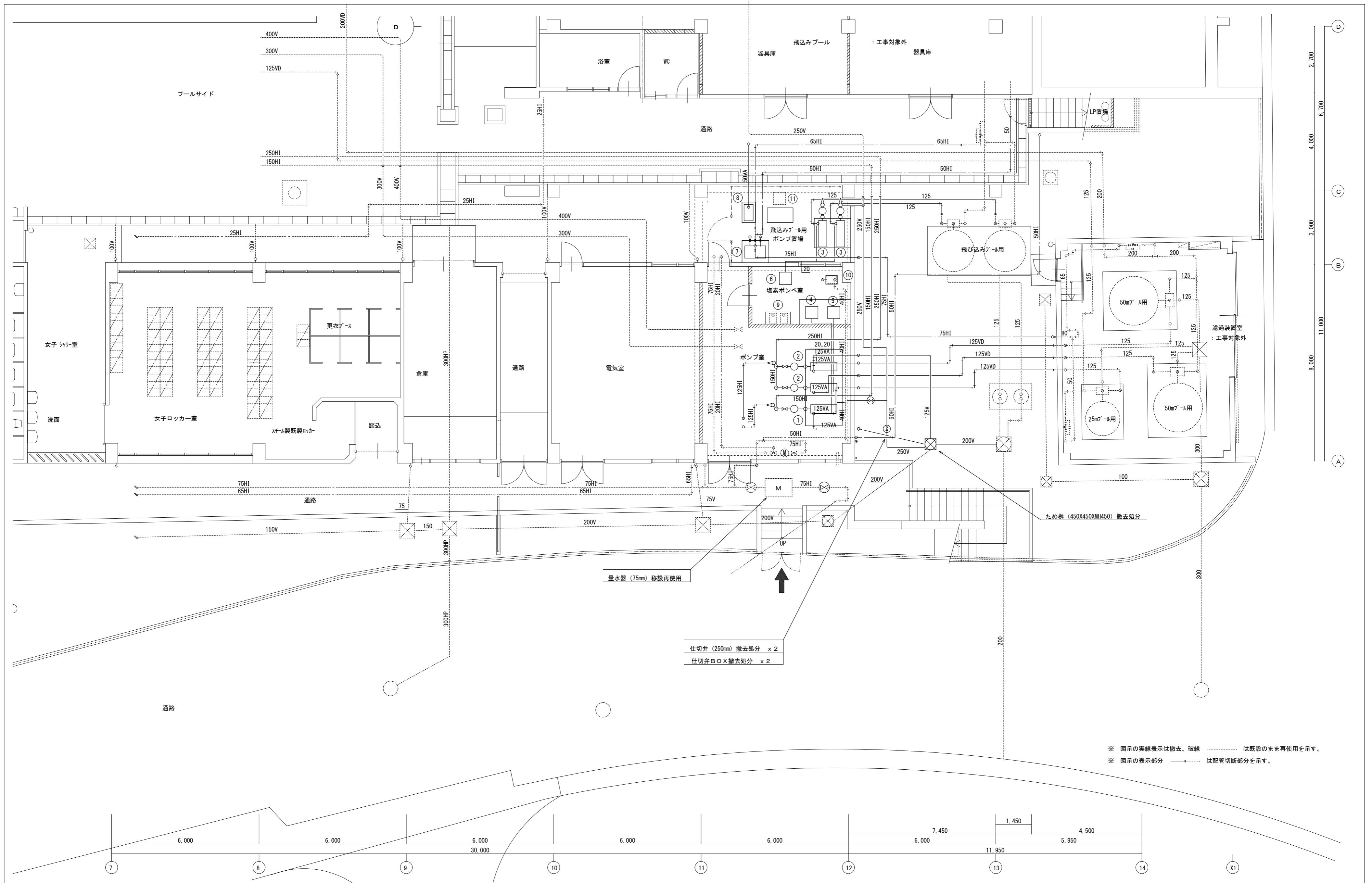
ロータリーブローア基礎要領図



受水槽基礎要領図



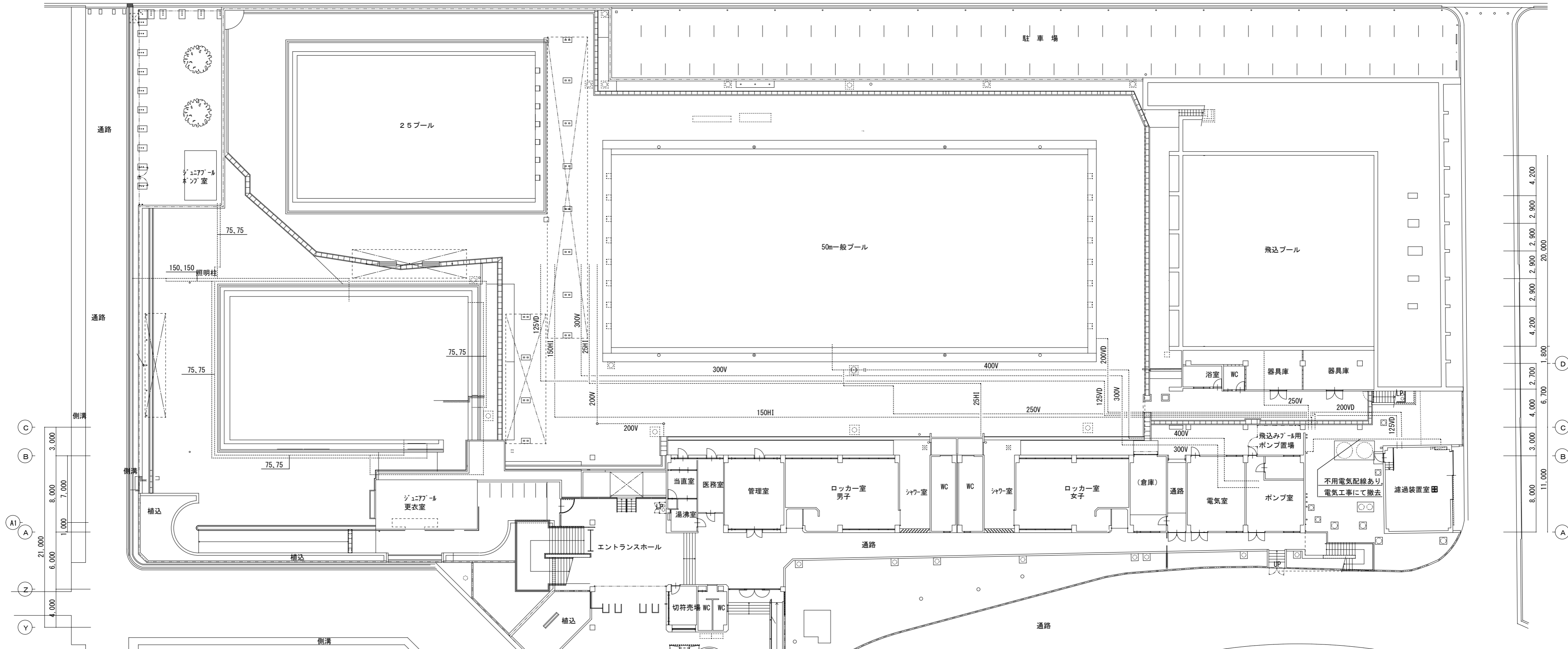
ろ過ポンプ基礎要領図



※ 図示の実線表示は撤去、破線 ..... は既設のまま再使用を示す。  
 ※ 図示の表示部分 ..... は配管切断部分を示す。

- 量水器 (75mm) 移設再使用
- 仕切弁 (250mm) 撤去処分 x 2
- 仕切弁 〇 x 撤去処分 x 2





**支障物件の確認**

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、既存コンクリート床、壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。  
また穴明け隔だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受けること。

配置図 1/300